

[別 紙]

様式1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 堀江医院

- ①  財団  社団 ( 出資持分なし  出資持分あり)  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 近江八幡市加茂町3660番5

(3) 設立認可年月日 平成 1年 4月10日

(4) 設立登記年月日 平成 1年 4月14日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	医療法人社団堀江医院 【近江八幡市から指定 管理者として指定を受 けて管理】	2510401363	近江八幡市加茂町3660番5	[ 0 ]

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 5月29日 事業報告及び決算書類承認の件

次年度収支予算案及び事業計画承認の件

## 様式2

法人名 医療法人社団 堀江医院

※医療法人整理番号 00467

所在地 近江八幡市加茂町3660番5

財 産 目 錄  
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 領	283,730 千円
2. 負 債 領	37,455 千円
3. 純 資 産 領	246,275 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金額
A 流動資産	124,448
B 固定資産	159,282
C 資産合計 (A+B)	283,730
D 負債合計	37,455
E 純資産 (C-D)	246,275

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-4

法人名 医療法人社団 堀江医院

所在地 近江八幡市加茂町3660番5

※医療法人整理番号 00467

### 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	124,448	I 流動負債	14,403
II 固定資産	159,281	II 固定負債	23,052
1 有形固定資産	71,488		
2 無形固定資産	790	負債合計	37,455
3 その他の資産	87,004		
		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	31,841
		II 積立金	214,433
		純資産合計	246,275
資産合計	283,730	負債・純資産合計	283,730

法人名 医療法人社団 堀江医院  
所在地 近江八幡市加茂町3660番5

※医療法人整理番号 00467

## 損 益 計 算 書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		252,544
2 事業費用	235,314	235,314
(1) 事業費		
本来業務事業利益		17,230
事業利益		17,230
II 事業外収益		
受取配当金	8	
社債利息	367	
他の医業外収益	4,841	5,217
III 事業外費用		
支払利息	130	
他の医業外費用	6,339	6,469
経常利益		15,978
IV 特別利益		
固定資産売却益	3,532	
貸倒引当金戻入	174	3,706
V 特別損失		
固定資産売却損	2,830	
固定資産圧縮損	350	3,180
税引前当期純利益		16,504
法人税、住民税及び事業税負担額		3,637
当期純利益		12,867

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 堀江医院  
理事長 堀江 元 殿

私は、医療法人社団 堀江医院の令和 5 会計年度（自 令和 5 年 4 月 1 日から至 令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 30 日  
医療法人社団 堀江医院  
監事 森野 美智